

Client Alert

28 April 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



金子 周悟
アソシエイト
03 6271 9516
shugo.kaneko@bakermckenzie.com

EUにおける消費者保護ルールの強化について

2019年11月27日、「EU消費者保護ルールのより良い執行と現代化に関する指令（the Directive on better enforcement and modernization of EU consumer protection）」（Directive (EU) 2019/2161。以下「現代化指令」）が欧州議会及びEU理事会において採択され、EU加盟国は、2022年5月28日までに当該指令に従った国内法を施行することとされている。当該国内法の施行により、近年活発化してきている消費者団体による訴訟提起が一層加速し、また、EU加盟国内の消費者向けに製品やサービスを提供する日本企業にも影響が及ぶ可能性がある。本稿では、現代化指令の主な内容と現状について解説する。

1. 現代化指令の概要

2018年4月11日、欧州委員会は、EU全体の侵害リスクの増大によるEU消費者法の執行の強化と、市場の発展による消費者保護ルールの現代化を目的として、「消費者のためのニューディール（New Deal for Consumer）」と題する政策文書を採択した。当該「消費者のためのニューディール」は、EU消費者保護ルールのより良い執行と現代化に関する指令案（COM(2018)185）と消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟指令案（COM(2018)184）を含んでおり¹、前者の指令案を基に、2020年1月7日、現代化指令が施行された。

現代化指令は、透明性の確保等デジタルの発展に伴ったルールの現代化と消費者の権利執行の強化を目的として、①不公正契約条項指令（the Unfair Contract Terms Directive(93/13/EEC)）、②価格表示指令（the Price Indications Directive(98/6/EC)）、③不公正取引方法指令（the Unfair Commercial Practices Directive(2005/29/EC)）及び④消費者権利指令（the Consumer Rights Directive(2011/83/EU)）の4つの既存の指令を改正するものである。

EU加盟国は、2021年11月28日までに現代化指令に従った国内法を採用し、2020年5月28日までに当該国内法を施行しなければならないこととされている。

2. 現代化指令の主な内容

(1) 消費者に対する情報提供

価格表示指令の改正により、事業者は、価格の値下げの際には、消費者に対し、少なくとも30日前からの期間における最も安い価格を通知しなければならないとされた。

¹ なお、消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟指令案は、2020年11月25日、消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟指令として制定され、EU加盟国は、2023年6月25日までに、当該指令に従った国内法を施行することとされている。



消費者権利指令の改正により、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの対価として消費者が個人情報を提供する場合にも同指令が適用され、消費者は同指令に基づく保護を受けることとされた。また、事業者は、消費者に対し、該当する場合には自動化された意思決定に基づいて価格がパーソナライズされていることに関する情報を提供することが求められた。さらに、オンライン・マーケットプレイス提供者は、消費者に対し、①検索結果として提供するランキングを決定するパラメーターに関する情報、②商品、サービス又はデジタルコンテンツの提供者が事業者であるか否かに関する情報、③事業者でない場合には、消費者保護法に基づく消費者の権利が適用されないことに関する情報等を提供することが求められた。

(2) 不公正な取引方法

不公正取引方法指令の改正により、商品の組成又は特性に重大な相違があるにもかかわらず、異なる EU 加盟国において、正当な理由なく同じ商品としてマーケティングする行為が誤認惹起行為として不公正な取引方法となり得る場合があることが規定された。また、①消費者のオンライン検索において、有料広告又はランキングの上位結果を表示するための料金の支払があることを明示せず検索結果を提供すること、②適切な確認措置を講じずに商品レビューが実際の購入者によるものである旨表示すること、③商品の宣伝のために虚偽の商品レビューを投稿すること等が、不公正な取引方法として禁止された。さらに、不公正な取引方法により被害を受けた消費者は、損害賠償、代金減額、契約の終了等の救済方法が可能となった。

(3) 罰則規定の整備と強化

不公正契約条項指令、不公正取引方法指令及び消費者権利指令において、その罰則規定に罰金刑を含まなければならないとし、罰金の最高額は、少なくとも、事業者の違反が生じた加盟国における年間売上高の 4%又は年間売上高が不明な場合には 200 万ユーロとすることとされた（なお、EU 加盟国は当該金額を超えた罰金額を国内法で定めることが可能である）。また、価格表示指令を含めた 4 つの指令において、罰則を適用する際の考慮要素が例示された。

3. 検討

上記のとおり、現代化指令では、消費者に対する情報提供、不公正な取引方法となる行為の追加、罰則規定の整備と強化等に関する改正が行われている。EU 加盟国の消費者に対しオンライン・マーケットプレイスの提供や商品、サービス又はコンテンツの提供を行う日本企業は、現代化指令に基づき制定される EU 各加盟国の国内法を精査の上、要すれば速やかに必要な措置を執ることが求められることとなる。